

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第51号

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例
(秋田市下水道条例の一部改正)

第 1 条 秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「額は、」の次に「別表に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

区 域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処 理 区 域	一般 汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
			100立方メートルを超え500立	366円

			方メートルまでの分	
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
			1,000立方メートルを超える分	499円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
	処理区域以外の区域	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	145円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	163円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	199円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	230円
			1,000立方メートルを超える分	277円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

- この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に

より統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処理区域	一般汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
			500立方メートルを超える分	208円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
処理区域以外の区域	一般汚水	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	53円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	94円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	101円
			500立方メートルを超える分	107円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水を

いう。

- 2 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「額は、」の次に「別表第2に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表第2」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

- 1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

- 2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

（秋田市地域下水道条例の一部改正）

第３条 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「額は、」の次に「別表第２に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表第２」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第14条関係）

１ 水道水を使用した場合の使用料（１月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円

	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

（秋田市個別排水処理施設条例の一部改正）

第4条 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第22条中「額は、」の次に「別表に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第22条関係）

1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

--	--

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（１月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田市下水道条例の規定、第 2 条の規定による改正後の秋田市農業集落排水施設条例の規定、第 3 条の規定による改正後の秋田市地域下水道条例の規定および第 4 条の規定による改正後の秋田市個別排水処理施設条例の規定は、令和 9 年 6 月に同年 6 月分として徴収する使用料から適用し、同年 5 月分として徴収する使用料までについては、なお従前の例による。